

参 考

第2次東御市観光ビジョンとSDGsとの関係

第2次東御市観光ビジョンの施策とSDGsとの関係

本ビジョンは、東御市総合計画・後期基本計画に掲げた施策と関連付けられた、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す17のゴール（目標）に加え、観光産業が担うべきSDGsのゴール（目標）を包含するものとし、これに関連する169のターゲット（達成基準）に基づいた、「アクションプランとその展開」との関係性は、次に示すとおりです。

施策	SDGsのゴール（目標） アクションプラン	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
【施策1】	(1) 湯の丸高原におけるスポーツ・自然観光滞在型ツーリズム環境の確立				○ (4.7)		○ (6.2)
	(2) 域内周遊を円滑にする交通インフラと2次交通の充実			○ (3.6)			
	(3) ワインを基軸とした広域周遊観光ルートの形成		○ (2.3)		○ (4.7)		
	(4) インバウンド受入環境の整備と誘客促進						
【施策2】	(1) 「食・物産」のブランド力を生かした“食”を体験する着地型観光の推進						○ (6.3)
	(2) 地域資源にテーマ・ストーリー性を持たせる「滞在型・交流型」観光の推進	○ (1.2)	○ (2.3)		○ (4.7)	○ (5.5)	○ (6.4)
	(3) 地域と一体化した「地域密着型」ツーリズムの推進			○ (3.4)			○ (6.2)
【施策3】	(1) DMOを核とした観光地域づくりの推進						
	(2) 観光地域づくりを担う“おもてなし”人材の育成				○ (4.7)		
【施策4】	(1) ICTを活用した効果的な情報発信		○ (2.3)				
	(2) ターゲットに応じた観光プロモーションの展開						

《本ビジョンの全施策に共通するゴール及びターゲットの内容》

ゴール	ターゲット（達成基準）と内容	ゴール	ターゲット（達成基準）と内容
1 貧困をなくそう 	[1.2] 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	8 働きがいも経済成長も 	[8.9] 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	[5.5] 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	[9.2] 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。
8 働きがいも経済成長も 	[8.2] 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。		[9.4] 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD

SDGs（エスディーゼーズ）とは、**Sustainable Development Goals**の略語で、2015年に国連で採択された国際目標のことです。

持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169項目のターゲット（達成基準）で構成されています。








7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
エネルギーをみんなに そしてクリーンに	働きがいも 経済成長も	産業と技術革新の 基盤をつくろう	人や国の不平等を なくそう	住み続けられる まちづくりを	つくる責任 つかう責任	気候変動に 具体的な対策を	海の豊かさを 守ろう	陸の豊かさも 守ろう	平和と公正を すべての人に	パートナーシップで 目標を達成しよう
				○ (11. 4)		○ (13. 1)	○ (14. 1)	○ (15. 1) (15. 4)		
○ (7. 3)				○ (11. 2)			○ (14. 3)			
				○ (11. a)						○ (17. 17)
			○ (10. 1)		○ (12. 2) (12. 3) (12. 4) (12. 5) (12. 7) (12. 8) (12. b)			○ (15. 8)		
	○ (8. 2) (8. 9)	○ (9. 2) (9. 4)		○ (11. 6)			○ (14. 1)	○ (15. 1) (15. 4) (15. 5) (15. 8)	○ (16. b)	○ (17. 17)
			○ (10. 1)							○ (17. 14) (17. 17)
				○ (11. a)						○ (17. 17)
			○ (10. 1)							

各欄の○印の下部にある（ ）内の数字等は、関連するターゲット（達成基準）に付された番号です。なお、各項目のゴール及びターゲットの内容（全施策に共通するゴール及びターゲット以外のもの）については、次ページ以降を参照してください。

ゴール	ターゲット（達成基準）と内容	ゴール	ターゲット（達成基準）と内容
12 つくる責任 つかう責任 	[12. 2] 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	12 つくる責任 つかう責任 	[12. 7] 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
	[12. 3] 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。		[12. 8] 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	[12. 4] 2020年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。		[12. b] 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
	[12. 5] 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	16 平和と公正を すべての人に 	[16. b] 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

（出典は、外務省の「JAPAN SDGs Action Platform」です。）

各項目に該当するゴール及びターゲットの内容

ゴール	番号	ターゲットの内容	備考
2 飢餓をゼロに 	2. 3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。	
	3. 4	2030年までに、非感染性疾病による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
3 すべての人に健康と福祉を 	3. 6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	
	4. 7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	
4 質の高い教育をみんなに 	6. 2	2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。	
	6. 3	2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。	
	6. 4	2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	
6 安全な水とトイレを世界中に 	7. 3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
	10. 1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。	
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	10. 1		
10 人や国の不平等をなくそう 	11. 2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	
	11. 4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	
	11. 6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
	11. a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	
11 住み続けられるまちづくりを 			

ゴール	番号	ターゲットの内容	備考
13 気候変動に 具体的な対策を 	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	
	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	
14 海の豊かさを 守ろう 	14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。	
	15 陸の豊かさも 守ろう 	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.4		2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。	
15.5		自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	
15.8		2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。	
17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	